

ルーテル学院大学と三鷹市との包括的な連携協力に関する協定書

ルーテル学院大学（以下「甲」という。）と三鷹市（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携協力することにより、相互の資源及び研究成果等の交流を促進し、活力ある地域社会の創造、人材育成及び相互の発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携協力を行う。

- （1） 地域福祉・生涯学習に関すること。
- （2） 学校教育・子どもの支援に関すること。
- （3） 学術研究に関すること。
- （4） 協働のまちづくりに関すること。
- （5） 三鷹ネットワーク大学事業に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要となる事項

（連携協力の推進）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整を行う担当部署を定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲及び乙のいずれかから異議の申し出がない場合は、有効期間をさらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

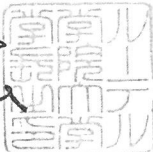
（その他）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月17日

東京都三鷹市大沢三丁目10番20号
ルーテル学院大学
学長

川 一 宏 

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市
市長

清原慶子 